

(法第10条第1項)

令和2年度事業報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人認知症介護家族の会うさぎ

1 事業実施の成果

令和2年度の認知症介護普及啓発事業は、令和2年11月に「第1回親子で学ぶ認知症介護教室」を、令和3年1月には「第16回認知症介護教室」を計画していた。「親子で学ぶ認知症介護教室」は、テーマを「認知症を体験する」とした初めての企画であった。「第16回認知症介護教室」では現在、最も重要なテーマである「共生型の地域社会を考える」を計画していた。しかしながら、対象が子どもであること、公共施設を使うこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により中止せざるを得ない状況となった。従って、毎回、「認知症介護教室」の二部で実践してきた、「介護相談事業」と「介護家族交流事業」を兼ねた「認知症カフェ」も行うことが出来なかった。

そのような中でも、感染拡大が落ち着いている時期に、稲敷市から委託を受けている「認知症サポーター養成講座」は4回、「いな式オレンジカフェ」も3回開催することができた。

介護保険法に基づく通所介護事業については、新型コロナウイルス感染症の第1波の時に休業の選択をせず、むしろ休業した他事業所の利用者様を数名受け入れたことで、その後、新規の利用者様が增加するという結果が得られた。居宅介護支援事業所は、病院や他事業所と情報交換をしながら連携を更に深めている。

令和2年5月18日には、コロナ禍であったが予定通り、「訪問介護うさぎ」を開設し、その後、地道に地域のニーズに応えるべく日々努めている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
認知症介護普及啓発事業	○小・中学生及び高校生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催 「こども認知症介護教室」	令和2年6月26日 江戸崎中学校 担当3名 (諸岡・有坂・南)	114名	0

認知症介護普及啓発事業	○認知症サポーター養成講座	① 令和2年12月22日 東地区民生委員・児童委員向け 担当：諸岡	約30名	0
		② 令和3年1月19日 稲敷市役所職員 担当：諸岡 稲敷市役所にて	約40名	
		③ 令和3年3月3日 みんなの学校職員 担当：諸岡	約20名	
介護保険法に基づく通所介護（介護予防通所介護）及び居宅介護支援事業	○認知症者を含む要支援・要介護者を対象とし、通所介護・介護予防通所介護を実施する。 ○地域の要支援・要介護者を対象とし、介護支援を行う。 ○要支援・要介護者を対象とし、訪問介護を行う。	○デイサービスうさぎ 通年、月～土 年末年始（29～3日まで休業、祝日は営業）	・要支援・要介護者 一日平均 16名	30,355
		○指定居宅介護支援事業所うさぎ	一日平均 5名	6,193
		○訪問介護うさぎ	・一日平均 10名	12,446

(2) その他

令和2年度第1回理事会	令和2年6月14日（土） 16：00～17：00	理事 5名 ○書面表決により開催
令和2年度 総会	令和2年6月14日（土） 17：00～18：00	理事、正会員 15名 ○書面表決により開催

3 実施できなかった事項

コロナ禍、「認知症介護教室」及び「認知症カフェ」が実施出来なかった。「新しい生活様式」を考慮した方法を来年度の課題とする。